

事業外スキルアップ助成金実施要領

令和 6 年 1 月 29 日付 5 東し企雇第 4688 号

令和 7 年 2 月 3 日付 6 東し企雇第 4665 号

令和 7 年 2 月 17 日付 6 東し企雇第 4904 号

(総則)

第 1 条 事業外スキルアップ助成金（以下「助成金」という。）の交付については、事業外スキルアップ助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 交付要綱第 3 条 1 項第 1 号の中小企業等及び同項第 2 号の小規模企業者とは、次の各号のいずれかに 1 つでも該当する場合を除くものとする。

- (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していること。
- (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していること。
- (3) 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (4) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合や大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合等、その他大企業が実質的に経営に支配する力を有していると考えられること。

2 交付要綱第 3 条第 1 項第 3 号の企業等には、次の各号に定める法人等を含むものとする。

- (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- (2) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
- (3) 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
- (4) 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
- (5) 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- (6) 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「弁理士法人」に該当するもの

- (7) 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- (8) 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 288 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- (9) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 2 の「公益法人等」に該当するもの
なお、医療法（昭和 23 年法律第 235 号）第 39 条で定める医療法人、及び法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人を含むものとする。
ただし、次のいずれかを満たすものは除く。
 - (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (10) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 3 の「協同組合等」に該当するもの
- (11) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する労働者協同組合（ただし、法人税法別表 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。）

（助成対象事業者）

第 3 条 交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号の都内に本社又は主たる事業所があることとは、法人については都内に本店又は支店の登記があること、又は都税事務所に事業開始等申告書を提出済の事業所があること。個人事業主については都内の税務署へ開業の届出をしていることをいう。

2 交付要綱第 4 条第 1 項第 4 号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法令違反により罰則（営業停止処分等）の適用を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 重加算税又は重加算金が課された場合
- (5) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

（賃金の支払）

第 4 条 中小企業等は、助成対象研修を通常の勤務時間内に行い、通常の賃金を支払わなくてはならない。やむを得ず通常の勤務時間外に研修を行う場合には、割増賃金を支払わなくてはならない。

(未納の定義)

第5条 交付要綱第4条第1項第6号の都税の未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納がある場合とする。

(助成対象外研修)

第6条 交付要綱第6条に定める助成対象研修は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 職業又は職務の種類を問わず、社会人として共通して必要な知識を習得するもの
- (2) 趣味・教養を身につけることを目的とするもの
- (3) 通常の業務に付随する内容のもの
- (4) 見学会、研究会など、研修とはみなせないもの
- (5) 教育等の実施が法令等で義務付けされているもの
- (6) 技能・知識の習得を目的としていないもの
- (7) 適性検査や試験問題のみで構成されているもの
- (8) 資格試験（講習を受講しなくても単独で受験して資格を得られるもの）
- (9) 医業行為又は医業類似行為を行うもの
- (10) 通信（添削方式）によるもの
- (11) 国又は地方公共団体が主催しているもの（委託しているものを含む。）
- (12) 申請企業等と資本関係等のある教育機関が提供するもの
資本関係等のある教育機関とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ・ 申請企業の親会社・子会社・グループ企業等
 - ・ 申請企業の代表又は役員が、代表又は役員を兼任している会社等
 - ・ 申請企業の代表又は役員の親族が経営する会社等
 - ・ 申請企業と顧問契約を結んでいる会社等
- (13) サブスクリプション形式で提供される研修（定額制の研修）
- (14) 研修計画に記載のないもの又は研修計画どおりに実施されないもの
- (15) 研修内容が十分に確認できないもの
- (16) その他、公的資金の助成を受ける研修として適切でないもの

(研修時間)

第7条 交付要綱第6条第1項第6号の研修時間には、食事を伴う休憩時間は含まないものとする。

2 1つの研修を複数日程に分けて実施する場合、1回あたりの研修時間数は30分以上であること。

(修了の定義)

第8条 交付要綱第6条第1項第7号の修了とは、総研修時間数の8割以上受講した場合をいう。

(助成対象経費)

第9条 交付要綱第10条第1項第1号の助成対象経費については、1研修1人当たりの金額が定められているものをいう。

(申請内容等の変更又は研修の中止)

第10条 交付要綱第19条の申請内容等を変更又は中止する場合とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 助成対象事業者の名称、所在地、代表者氏名及び印影を変更する場合
- (2) 研修計画を変更する場合
- (3) 研修計画の全部又はその一部を中止する場合

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年3月1日から施行する。